

令和8年7月

70歳未満の被保険者様

愛知県薬剤師国民健康保険組合

「資格確認書」の送付について

平素は当組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「資格確認書」の更新時期となりましたので、添付のとおり新しい資格確認書を送付させていただきます。

新しい資格確認書の氏名等内容を確認していただきますようお願い申し上げます。

なお、新しい資格確認書は8月1日から使用してください。

現在お手持ちの資格確認書は、8月1日以降に愛知県薬剤師国民健康保険組合事務局に返送いただくか、自身で破棄してください。

その他ご不明な点などございましたら、組合事務局までご連絡願います。

〒460-0002

名古屋市中区丸の内三丁目4番2号

愛知県薬剤師会館3階

愛知県薬剤師国民健康保険組合

電話 052-228-0910

70歳以上の被保険者様

愛知県薬剤師国民健康保険組合

「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」の負担割合について

平素は当組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」に記載されている負担割合は、所得等により、2割、または3割に判定されており、2割判定となるのは、次の1.か2.の基準のどちらかを満たしている場合です。

1. 世帯全員の中で、愛知県薬剤師国民健康保険組合に加入されている70歳から74歳の方、それぞれが課税標準額145万円未満の場合。（一人でも145万円以上の場合、1.の基準は満たしません）
2. 下表の基準を満たしている場合。

70歳以上の加入者	総収入金額の合計	負担割合
複数世帯(2名以上) ただし特定同一世帯所属者※がいる場合	520万円未満 特定同一世帯所属者※の収入も含む	2割
単身世帯(1名) ただし特定同一世帯所属者※がいる場合	520万円未満 特定同一世帯所属者※の収入も含む	
単身世帯(1名)	383万円未満	
※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行に伴い、薬剤師国保組合を脱退した人で、継続して同一の世帯に属する人です。		

上記1、または2の基準を満たしていない対象者は、3割に判定しております。

なお、新しい「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」は8月1日から使用してください。

現在お手持ちの「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」は、8月1日以降に愛知県薬剤師国民健康保険組合事務局に返送いただくか、自身で破棄してください。

また、「資格確認書」が発行される組合員様につきましては、入院等、医療費が高額になる場合は、限度額適用認定証が必要となりますので、その際は組合へお手続きください。

〒460-0002
名古屋市中区丸の内三丁目4番2号
愛知県薬剤師会館3階
愛知県薬剤師国民健康保険組合
電話 052-228-0910